

フランスの大学間団体

大場 淳

I フランスの高等教育機関と機関間団体

1. 高等教育機関

1875年7月12日の高等教育の自由に関する法律第1条(現教育法典L. 151-6条)は「高等教育は自由である」と定め、フランスにおける高等教育の実施は個人(又は団体)の自由であるのが原則である¹。また、大学以外に高等師範学校(école normale supérieure)や特別高等教育機関(grand établissement)など法令上位置付けられる高等教育機関の種類も多く、同国には多様な高等教育機関が混在している。但し、学生の多く(約三分の二)を受け入れているのは大学(université)²であることから、本稿は大学を中心として主要関連団体についての記述を行い、それ以外の高等教育については関連団体名の紹介程度に止めることとする。

2. 高等教育機関の関連団体

高等教育機関の関連団体は数多くあるが、大学関係の主要団体、その他の団体、大学以外の高等教育機関間団体に分けて名称のみ紹介する。次節以下では、下記(1)で言及するCPU及びAMUEを取り上げて記述する。

(1) 大学関係の主要団体

大学に関係する団体のうち、学長で構成される大学長会議(CPU)は法令で設置が定められているもので、大学を代表する団体である。大学及びその他の高等教育機関の運営の各種支援を行う大学間団体として、CPUに付置される形で大学・高等教育機関相互支援機構(AMUE)が置かれている。

- 大学長会議(Conférence des présidents d'université : CPU)
- 大学・高等教育機関相互支援機構(Agence de mutualisation des universités et des établissements d'enseignement supérieur : AMUE)

(2) その他大学に関する団体

大学内の職務に基づく団体が複数設置されている。その多くは非営利団体に関する法令に基づいて設置されたものである。

- 事務局長協会(Association des secrétaires généraux : ASG)
- 大学会計官会議(Association des agents comptables d'université : AACU)³
- 学生副学長会議(Conférence des étudiants vice-présidents d'université : CEVPU)

¹ 教育法典やその他の法令で高等教育(enseignement supérieur)の定義が存在しないため、ここで言う「高等教育の自由」の内容は不明である。Prélot (1989)は、高等教育の積極的定義は困難であり、不明瞭ではあるものの、中等教育に引き続いて行われる教育といった定義が多用されることを述べている。

² 大学にはそれに類される国立理工科大学(institut national polytechnique)が含まれる。

³ 会計官は公的機関の会計の適正な執行を目的として配置される公務員である(大場, 2006a)。

- 継続教育センター長会議(Conférence des directeurs de service universitaire de formation continue)
- 学生進路情報・就職センター(SCUIO-IP)長会議(Conférence des directeurs de SCUIO-IP)⁴

(3) 大学以外の主な高等教育機関間団体

大学以外の高等教育機関間団体としては、大学以外の高等教育機関の類別に幾つか団体が設けられている。但し、グランド・ゼコル（高等学院）会議は、技師養成校を含むグランド・ゼコル(grande école)と呼ばれる高等教育機関を構成員とする比較的緩やかな機関間団体である⁵。

- 大学附設教員養成センター(IUFM)長会議(Conférence des directeurs d'IUFM : CDIUFM)⁶
- 技師養成校長会議(Conférence des directeurs des écoles et formations d'ingénieurs)
- グランド・ゼコル（高等学院）会議(Conférence des grandes écoles)

II 大学長会議(CPU)

本節は、大学を代表する団体として大学長会議(Conférence des présidents d'université : CPU)を取り上げて記述する⁷。

1. 設立経緯・法的地位等

(1) 設立経緯及び法的地位

大学長会議(CPU)は、1971年の政令第71-147号によって国民教育省に設置された合議機関である。大学長及びその他の国立高等教育機関(établissement public à caractère scientifique et culturel)⁸の長を構成員とし（構成員の詳細は後述）、議長は国民教育大臣⁹である。

1984、高等教育法（サバリ法）の制定により、国立高等教育機関長会議(Conférence des chefs d'établissements publics à caractère scientifique, culturel et professionnel : EPSCP)の構成機関として法律に位置付けられることとなった（第66条）。更に2000年、高等教育法が教

⁴ 学生進路情報・就職センター(SCUIO-IP)（法令上は学生進路情報センター(service commun universitaire d'information et d'orientation : SCUIO)）は、学生の学習・進路決定等にかかる支援を行う組織である（大場, 2004a）。

⁵ グランド・ゼコルには法令上の定義は存在しないが、技師養成校、商業学校、その他の機関で構成される高等教育機関群である。なお、当該機関群は日本語ではグランド・ゼコル（又はグランゼコル）と表記されることが多いが、複数形の音声表記であり単数形ではグランデコル(grande école)である。

⁶ IUFMは大学に附設された法人格を有する自律的機関であったが、2005年の学校の未来のための教育基本・計画法で2008年までに大学に統合されることが決められ、2007年以降統合手続が進められている。

⁷ 本節の記述は、特に断りの無い限り、法令、CPUの各種資料（含Webサイト）、CPU関係者からの聴き取りに基づいて記述した。

⁸ 直訳すれば「学術的・文化的性格を有する公共施設」であるが、本稿では「国立高等教育機関」を訳語として用いる。なお、1984年の法改正（下記のサバリ法制定）の際に、これらの機関は法令上「学術的・文化的・専門的性格を有する公共施設(établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel : EPSCP)」と位置付けられることとなった。

⁹ 法令上は高等教育担当大臣であるが、内閣が代わる毎に名称が変わるので本稿では「国民教育大臣」を用い、同大臣が所管する省に「国民教育省」を充てる。

育法典に収録されたことにより、関連規定は同法典 L. 233-1 ~ 233-2 条に再規定された（内容は変わらず）。同様に政令第 71-147 条は、同法典 D. 233-1 ~ 233-6 条に再規定された。

大学長会議(CPU)は、国民教育大臣の諮問機関であるとされながら同大臣が議長となるといった変則的な状況¹⁰に長く置かれていたが、大学自治の拡大を目指す 2007 年の大学の自由と責任に関する法律(Loi relative aux libertés et responsabilités des universités)（通称ペクレス法）で教育法典の関連規定が改正されて、以下のような制度変更が行われた¹¹。そして新法に基づいて、2007 年 12 月、CPU は国民教育省から独立した法人格を有する機関となり、当時第一副議長であったジャン＝ピエール・フィナンス（ナンシー第一大学長）が初代議長に就任した。

- 大学長会議は非営利社団（非営利社団契約に関する 1901 年 7 月 1 日付法律に基づく）となる。
- 議長は構成員から選出される。
- 従前の第二・第三副議長は、それぞれ第一・第二副議長となる。

(2) 目的・役割

大学長会議(CPU)の役割は以下のように規定されている（教育法典 D. 232-2 条）。国民教育大臣の諮問に答えつつ、自発的に高等教育にかかる問題を検討し、同大臣に意見を述べるなど、政策立案に大きく関与することが可能であり、実際に期待されているところである。

- 大学及びその他の国立高等教育機関（以下「大学等」と言う）全体に関わる諸問題を検討すること。
- これらの問題に関して、国民教育大臣に意見を述べ、また、事業計画を提出することができる。
- 国民教育大臣からの諮問に答えること。当該諮問が高等教育・研究審議会(CNESER)¹²の審議にかかる場合は、当該諮問への回答は CNESER へにも伝えられる。

2. 組織

(1) 構成員

大学長会議(CPU)の構成員は、議長である国民教育大臣の外、以下の機関の長が含まれる（数字は機関数）。これらのうち、大学、国立理工科大学、高等師範学校、特別高等教育機関は、法律（教育法典 L. 233-1 条）でその長が構成員と定められている。他の機関については関連政令（教育法典 D. 233-1 条で大学及びそれ以外の国立高等教育機関の長が構成員となることが規定されている。但し、全大学等の長が CPU の加盟機関に含まれてい

¹⁰ CPU はかかる状況を「欧州では例外的」とであると評している。

<http://www.cpu.fr/Organisation.249.0.html>（平成 20 年 2 月 13 日参照）

¹¹ 本稿執筆開始時では新法適用前であったため、以下の組織等にかかる本稿記述は改正前の教育法典に基づいて行い、改正点について解説を加えた。

¹² サバリ法第 64 条（教育法典 L.232-1 条）で規定された、国民教育大臣を議長とする高等教育政策に関する諮問機関（義務的諮問事項を含む）である。大学等の高等教育機関関係者（教職員及び学生計 41 名）並びにその他の各界代表（教育、文化、学術、経済、社会等から計 21 名）で構成される。

る訳ではない¹³。

- 大学(université) 79
- 国立理工科大学(institut national polytechnique : INP) 3
- 技術大学(universités de technologie) 3
- 高等師範学校(école normale supérieure) 4
- 国立応用科学学院(institut national des sciences appliquées) 2
- 特別高等教育機関(grand établissement) 8

(2) 内部組織

大学長会議(CPU)の内部組織のうち、全加盟機関が集まる総会、そこで選出される代表者(第一～第三副議長)で構成される執行部は法令で必置とされているものである。総会は、定例会として月に1回開催され、原則として議長を国民教育大臣が務める(前述の通り、ペクレス法によって議長は構成員から選出されることとなった)。

また、法令でCPUは委員会を設けることができるとされており、現在法務等の7委員会が設けられている。そして、執行部及び委員会の委員長を中心とした常任委員会が設けられており、総会・執行部における意思決定のための検討を日常的に行っている。

しかしながら、構成員は全てそれぞれの機関の長の職と兼務であって恒常的に業務に従事できないことから、予てより常設組織の拡充が課題であった。このため、1994年、当時第一副議長であったベルナル・ディザンプル(パリ第12大学長)の主導によって総代理人(délégué général)及びそれを支える複数の補佐役(chargé de mission)が設けられた。

各内部組織の構成員等その概要は以下の通りである。

- 総会(a (教育法典 L. 233-1 条第3項等)
 - 全構成機関の長が参加する (D. 233-4 条第1項)。
 - 原則として議長(président)は国民教育大臣が務め (L. 233-1 条第3項、D. 233-1 条第1項)、議事や開催日等の運営方法については副議長の一人が議長を務める (D. 233-3 条第1項)。但し、国民教育大臣からの諮問に応える場合は、同大臣(又はその代理人)が招集し議事を決定する(同第2項及び第3項)。
 - 毎月第三木曜に開催(定例会合)。
- 執行部(bureau) (教育法典 L. 233-1 条第3項)
 - 第一～第三の副議長(vice-président)3名¹⁴。第一副議長がCPUを代表する者となり、他の2名はそれぞれ総務・財務を担当する。
 - 総会で選出され、任期2年。継続して再任されることは不可。
- 委員会(commission) (教育法典 D. 233-4 条第3項に基づいてCPUが設置)
 - 教授法・研修委員会(Pédagogie et formation continue)

¹³ 2007年当時の資料で含まれないのは中央学院(école centrale) (3校)、国外のフランス学校(école française à l'étranger) (5校)、パリ天文台等の一部の特別高等教育機関であった。但し、その後に構成員の拡大が認められ、2008年2月現在、前年には含まれていなかったパリ天文台等の特別高等教育機関は構成員となっている。

¹⁴ L. 233-1では1名の副議長を選出することが規定されているが、D. 233-3条第1項では複数の副議長が予定されている。

- 研究委員会(Recherche)
- 予算・人事委員会(Moyens et personnels)
- 学生生活・厚生委員会(Vie étudiante et questions sociales)
- 国際・欧州関係委員会(Relations internationales et européennes)
- 法務委員会(Règlements et législation)
- 保健問題委員会(Questions de santé)
- 常任委員会(commission permanente) (数字は人数)
 - 副議長 3
 - 委員会の委員長 7
 - その他の会員 8
- 常設組織(équipe permanente)
 - 総代理人(délégué général) 1
 - 補佐役(chargé de mission) 10¹⁵
 - 財務担当 (chargé des affaires financière) 1
 - 外部広報 - 報道担当(chargé de communication externe – attaché de presse) 1
 - 内部広報 - Web 担当(chargé de communication interne – Webmestre) 1
 - 資料部責任者(responsable du centre de documentation) 1
 - CPUブリュッセル常設代表(délégué permanent pour la CPU à Bruxelles) 1
 - その他の職員

(3) 施設・財源

大学長会議(CPU)の施設及び財源は、法令に基づいて国民教育省が提供している（教育法典 D. 233-5 条第 1 項）。また、CPU は国民教育省に支援を求めることができる（同第 2 項）。現在、常設組織が置かれるその本部はパリ市内のラテン地区に設けられている（103, boulevard Saint-Michel）。

なお、現在は内部組織への予算配分として CPU は国民教育省から予算を受けているが、今後は後述の大学・高等教育機関相互支援機構(AMUE)同様に同省との契約によって予算配分を受けるものと思われる。

3. 活動

大学長会議(CPU)の主な活動は、高等教育政策に関して国民教育大臣に対して大学等を代表して意見を提出すること、大学等にかかる諸課題についての調査研究、各種会合等を開いて普及活動・意見交換を行うこと、大学等の国際交流を推進することである。

(1) 国民教育大臣への意見の提出

前述の通り、CPU は国民教育大臣からの諮問事項を含んで、大学等に関してあらゆる事項を審議し、国民教育大臣を始めとする関係機関へ意見を提出することが任務とされている。毎年の予算に関してなど、CPU は国民教育大臣宛に頻繁に意見を提出しているが、最

¹⁵ 2008 年 2 月現在、法令、財務・人事、学生生活・厚生、質保証、教授法・継続教育、研究国際関係、欧州、欧州問題、博士教育協力の担当者が置かれている。

近の主な例では以下のようなものがある。

- 大学の自由と責任に関する法律（ペクレス法）の制定。
- 研究計画法、特に研究・高等教育拠点(PRES)や研究・高等教育評価機関(AERES)。
- 初期雇用契約(contrat première embauche : CPE)制度の導入。
- ボローニャ・プロセスに対応した LMD（学士・修士・博士）の学位構造の導入。
- 大学の自律性拡大を目指したフェリ法案。

例えば、2002年のLMD導入に際しては学生団体を中心とした強い反対があったものの¹⁶、CPUは細部において国民教育省との調整を必要としたものの、基本的には一貫して国民教育省の方針を支持し、その導入に大きな役割を果たした。国民教育研究行政監査総局(IGAENR)¹⁷は、LMD導入における大学長・執行部の機能に注目しつつ、その推進にCPUが果たした役割を高く評価している（IGAENR, 2005）。LMD導入は国民教育省とCPUの二人三脚で実現されたと言えよう。

高等教育に関連する重要政策は、制度上多くの関係者を交えて高等教育・研究審議会(CNESER)¹⁸で決定されるが、実際は国民教育省とCPUの二者を軸として基本方針が策定されることが少なくない。LMD導入のように両者を中心として検討された制度の導入が成功裏に終わる例がある一方で、2003年に提出されたフェリ法案が学生の猛反対に遭って潰れたように（大場, 2006b）、両者のみによって事実上の意思決定が殆ど全て行われている訳ではない。2007年に制定されたペクレス法は、細部においては異なるもののフェリ法案と同様の目的（大学自治の拡大）を持つ法律である。同法案に対する学生の反対理由の一つが十分に協議を受けなかったことであることに鑑み、現在のフィヨン内閣で新法を検討したペクレス高等教育・研究大臣は学生団体との交渉を重視した。その結果、2007年8月、大きな混乱もなく同法案は可決・成立した¹⁹。

(2) 調査研究

CPUは、大学等の経営・管理、教育、研究、学生問題、国際交流や国際化、大学評価といった様々な事項に関して、主に各大学の経験に基づきつつ専門家の支援も得て、関連政策や学内における対策等についての調査研究を行っている。こうした調査研究は常任委員会を中心として進められており、CPU主催で研究会が度々開かれるほか、2001年以降毎年テーマを決めてシンポジウムが開催されている。それぞれの常任委員会が取り組んでいる主たる事項は表1の通りである。

¹⁶ 大場 (2005a) 参照。

¹⁷ 1965年に設置された教育担当大臣及び研究担当大臣直属の組織で、教育研究行政組織についての点検、調査、情報収集、評価、助言を行う。活動結果は報告書にまとめられ、両担当大臣に提出される。

¹⁸ 国民教育大臣を議長とする高等教育政策に関する諮問機関（義務的諮問事項を含む）である。大学等の高等教育機関関係者（教職員及び学生計41名）並びにその他の各界代表（教育、文化、学術、経済、社会等から計21名）で構成される。

¹⁹ 同年新学期以降に一部の学生によって反対運動が起こされたが、大きな広がりを見せることはなかった。

表 1 CPU 常任委員会の主な取組事項

委員会	主な取組事項
教授法・継続教育	進路指導、教育、学生の就職及びその後の状況の追跡。初期・継続教育にかかる対面・遠隔教授法の改善。
研究	研究及び博士教育の編成、他の研究機関との関係、研究予算の配分、欧州連合の研究開発枠組プログラム (Programme-cadre de recherche et de développement : PCRD) への対応、研究成果の活用。
予算・人事	大学等にかかる財的・人的資源に関するあらゆる課題。不動産管理、情報処理、遠隔通信、情報システム等の支援機能。大学の地理的配分。
学生生活・厚生	学生生活及び教職員の厚生にかかる諸問題。
国際・欧州関係	フランスの大学の欧州・国際政策。機関間の欧州域内・国際協力、欧州・国際大学間協力ネットワークへのフランスの大学の参加。
法務	大学等の法令にかかる諸問題。著作権問題（対価や保護された文献のデジタル化の取扱いなど）、情報処理と自由に関する全国委員会 (Commission nationale de l'Informatique et des Libertés : CNIL) ²⁰ との連携した個人情報保護の普及活動。内部における規則や他の規定策定の法的側面からの検討。
保健問題	大学病院、医学及びその周辺領域の教育・研究に関するあらゆる事項。

CPU のかかる協力活動は調査研究にとどまっており、大学間のより具体的・実践的な協力活動（情報システムの開発、テーマ別のワークショップ、優良実践事例集作成等）は、主として次節で取り上げる大学・高等教育機関相互支援機構 (AMUE) によって推進されている。両者は連携して活動を行っているが、CPU の強化のため AMUE の活動を CPU に取り込むべきといった提言もあり（例えば Commission des finances de l'économie générale et du plan (2006)）、CPU の国民教育省からの独立に伴って本格的に検討される可能性もあるう。

(3) 年次シンポジウム及びその他の会合

CPU は、2001 年以降の毎年春に、全加盟機関の長を対象として、重要課題にかかる研究成果の発表や検討、実践事例の交換等を目的とした年次シンポジウム (colloque annuel) を開催している。これまでの開催された年次シンポジウムは表 2 の通りである。

表 2 CPU 年次シンポジウム

開催日	開催地	表題
2001/3/22-23	リル	大学自治
2002/3/21-22	ミュルーズ	21 世紀の学生
2003/3/20-21	ポワティエ	21 世紀の教職員：使命、職務、責任の共有
2004/2/19-20	ボルドー	公的研究の将来
2005/3/17-18	リヨン	欧州高等教育における主要当事者
2006/3/15/17	ナント	大学の国際化と国際政策
2007/2/14-16	メス	大学：フランスにとっての可能性

シンポジウムの表題を見ると、CPU は、2001 年当時従来から大きな課題であった大学自治を取り上げて、続く 2 年でその構成員について検討を行い、大学の自律性拡大とその

²⁰ 公共サービスにおける個人情報の保護を目的として 1978 年に設置された独立行政委員会組織。

運営の在り方を検討した。2004年は、欧州リスボン戦略を受けるなどして政府で改革が検討されていた公的研究機関や公的研究資金の在り方が検討された。その成果は2006年の研究振興法の検討にも反映されている。欧州高等教育圏の創設が具体化してきた2005年から2006年にかけては欧州化や国際化を取り上げた。2007年には、5月に予定された大統領選挙を控えて、2001年の主題である大学自治を再び取り上げて、大学が社会に対して自律的に出来得ることを議論し、以下の20点を提言としてまとめた(CPU, 2007)。このうち特に重視されたのは大学の自律性拡大であるが、これらの要望の内容は同年制定のペクレス法に相当に反映されている。

I. より多くの学生の成功のために

1. 学士課程の改革(授業時間の増大や学生支援の充実等)
2. 学生を個々に支援するための「成功のための個別契約(contrat individualisé de réussite)」
3. 各大学におけるバカロレア合格者に向けた進路指導
4. 共通窓口の設置など学生支援の充実

II. 大学の地理的配分の再編

1. 各大学の特性の認知
2. 大学間の統合・連携の推進
3. 大学の教育・研究に基づく適切な大学配置の構想
4. 大学と大学外の高等教育機関の収斂

III. 大学の自律性・ガバナンス・責任

1. 21世紀の大学のための国の責任を定める方針・計画に関する法律の制定
2. 法律の制定を前提とした大学のガバナンスの変更(少数の者による意思決定など)
3. 新しい形態のガバナンス及び真の自治への移行にかかる支援のCPUへの委任
4. 財務にかかる完全な自律性の大学に対する付与²¹
5. 教員外職員(BIATTOSS)の採用・昇進の大学への権限委譲
6. 教員の職務の再定義と各教員の業務内容決定にかかる大学の裁量の拡大

IV. 財務改革

1. 国、地方公共団体、企業、家庭を集結する社会協定(pacte social)の締結に基づく大学予算の改善
2. 大学における計画の文化(culture de projet)の育成
3. 大学の施設・設備、国際交流活動、継続教育、修得経験認定(VAE)²²、見習い活動に対する地方公共団体の資金提供の拡大
4. 大学の研究、革新活動、教育に対する企業・個人の支出を促す税制改革

²¹ 現行制度では、例えば、職員の給与は国から直接支給されている。

²² 申請に基づいて、申請者の社会における活動経験を大学又はその他の公高等教育機関が評価し、相応すると判断される学位認定や単位認定を行ったり、上級の教育課程への修学を認める制度(教育法典L. 613)。目的となる学位・教育課程に係る活動を最低3年以上行っていることが条件とされる。

5. 大学の教育研究職の魅力の増進（教員待遇の改善）
6. 教員外職員の充実（現在教員 1 人について教員外職員 0.67 人配置されている状態を 1 人までに引き上げる）

（4）国際交流活動

国際化は、フランスの大学にとって最も対応が迫られている事柄の一つであり（Audéoud, 2006）、従来から契約政策²³で推進されてきたものである。

近年、CPU は欧州諸国との交流を中心として、国際交流活動を活発化している。1997 年にはブリュッセルに設置した。また、CPU は高等教育国際交流推進機関である EduFrance（1998 年創設、現在の Campus France²⁴）と連携して、留学生募集や大学間協力の推進を図っている。

4. 考察

大学長会議(CPU)は法令に基づいて国民教育省の一機関として設立され、国からの財政的支援（施設、運営費）を受けるなど、法的・行政的に強固な基盤を有する組織として存在し活動してきた。その点は、任意団体であった日本の国立大学協会、あるいは社団法人化後の同協会と比較しても大きな相違点である。CPU は、そうした強固な基盤を背景として、国民教育省と一体とまでは言えないにしろ二人三脚的に大学等を中心とする高等教育行政に取り組んできた。

しかしながら CPU の役割は、その議長は国民教育大臣が兼務してきたことに象徴されるように、長らく国民教育省が大学を運営するための意見集約や研究の場としての性格が強かったことは否めない。これは、フランスの大学が 1968 年の高等教育基本法（フォーール法）によって自治が認められ法人格が与えられた後も、公役務(service public)を担う機関として強い国家権力の下で統制を受けつつ、同時に庇護されてきた歴史の一面とも言えよう。

そうした CPU の役割は、1990 の契約政策の導入に伴って大学の自律性が拡大²⁵してきたことに対応して変化してきた。特に 1993 年から 1995 年にかけて第一副議長を務めたベルナル・ディザンブール（パリ第 12 大学長）の時に CPU の役割は大きく拡大し²⁶、その結果 CPU は受動的(réactif)存在から能動的(pro-actif)機能を有する組織となり、国民教育省の全面的な交渉相手となった。その背景には、契約政策による学長の地位の学内における強化、国民教育省に対するロビー活動の展開、そして次節で紹介する CPU 附置の大学・高等教育機関相互支援機構(AMUE)の存在があることが示唆されている（Musselin, 2001）。

2007 年のペクレス法制定は、CPU のそうした変化に更に拍車をかけるものと思われる。

²³ 大学等が中長期的な計画を策定し、それに基づいて国と契約を締結し予算配分を受けること。大場（2005b）参照。

²⁴ Campus France は、EduFrance 及び他の関係機関（CNOUS 及び Égide）の高等教育国際交流振興機能を統合して 2007 年に設置された公的利益団体(GIP)である。CPU は、高等教育国際交流振興に関して、それぞれの業務領域の不明であるなどといった複数機関が存在することから生じる課題を指摘していた（Audéoud, 2006）。

²⁵ 大場（2003）参照。

²⁶ 前述の通り、CPU が総代理人及び補佐役の各職を設けたのもディザンブールの在職時である。

同法によって、CPUは国民教育省から離れて非営利団体となり、議長は国民教育大臣ではなく構成員から選出されることになった。既に2007年に関連の規定改正が行われ、前述の通り当時の第一副議長が議長に就任した。ペクレス法に基づく大学の管理運営体制の改革は今後漸次進められることとされているが²⁷、自律性を高めた大学の集団となるCPUが更に「行動する集団」としての性格を強めていくことが見込まれる。

予想される課題としては、大学の自律性が高まる当然の結果として大学の多様化が進展し、意見集約が一層困難になることである。例えば、日本の国立大学の法人化に際して賛成意見があった一方で機関間の格差拡大や地方国立大学の衰退に繋がるといった意見が多く見られたように²⁸、フェリー法案の検討に際して一部の大学からCPU執行部の方針に強い反対意見が示された。例えば、2003年9月29日にエクス=マルセイユ第一大学の管理運営評議会にて採択された動議は、「現状では、CPUが提示する議論には大学界は納得していない。今後の議論は、CPUの現在の提案が行っているような細分化された方策にかかる技術的な議論に限定されるべきではない」と述べ、法案を推進するCPU執行部を非難するとともにより幅広い議論を行うことを求めた。

また、CPUは大学等の管理者を代表する者であって、学生や管理者以外の教職員を含んだ大学等を真に代表する組織ではないといった非難が以前からある。例えば、Garcia (2006) は、CPUの構成員である大学長等は教員出身者であるものの、その多くは三評議会²⁹といった全学意思決定機関でキャリアを積んできた者であって、もはや教員を代表する者とは受け止められないことを指摘している。今後、ペクレス法によって更に執行部の権限が拡大する中、各大学における構成員の意見集約は重要な課題であり³⁰、CPUにおいてもそれぞれの大学内での意見集約を前提としつつ、大学等を中心とする高等教育界全体の意見集約に努めることが求められるであろう。

III 大学・高等教育機関相互支援機構(AMUE)³¹

1. 概要

大学・高等教育機関相互支援機構(Agence de mutualisation des universités et des établissements d'enseignement supérieur : AMUE)は、大学事務の情報化を推進する団体として当初設立された団体(GIGUE)から発展した団体である。GIGUE時代は大学事務情報化の推進が主たる業務であったが、現在のAMUEは、情報化に加えて管理運営及び大学教育研究に関して広範な大学間協力を進めている。

AMUEは法的には教育法典L. 719-11条に規定される公的利益団体(GIP)である。2008年

²⁷ ペクレス法の適用は大学の判断に委ねられており、各大学が学則改正を行うことによって漸次体制整備を図ることが期待されている。

²⁸ 例えば、平成12年6月13日に田中弘允鹿児島大学長が国立大学協会総会で配布した文書「国立大学独立行政法人化についての問題提起」。

²⁹ 管理運営評議会、学術評議会、教務・学生生活評議会の三評議会。管理運営評議会は議決機関であるが、他の二つは諮問機関である。いずれも学長が議長を務め、教職員・学生代表、外部者から構成される。

³⁰ 学長の権限拡大は契約政策の実施によって既に認められたことであるが(Musselin, 2001)、同政策実施の成否は多大に学内構成員の参画による依存することが調査(Frémont et al, 2004)によって明かになっている(大場, 2005b)。

³¹ AMUEについての詳細は大場(2004b)を参照されたい。

2月現在、165機関が加盟し、大学長会議(CPU)と同じ場所に機構があり CPU と一体的に活動を行っている。但し AMUE の加入は任意であり、CPU の構成機関の全てが AMUE に加盟している訳ではなく、逆に CPU の非加盟機関で AMUE に加盟している機関も存在する。AMUE の収入は、加盟機関からの会費、提供するソフトウェアの使用料、国民教育省からの補助金等で構成される。

AMUE の基本方針を決定するのは、全加盟機関が参加する総会(assemblée générale)と代表からなる管理運営評議会(conseil d'administration)である。それぞれの組織や権限等は表 3 の通りである。また、組織を代表し総会及び管理運営評議会の議長を務める会長(président)のほか、事業を実施する組織を統轄しつつ日常業務の遂行に当たる所長(directeur)が置かれる。なお、国(国民教育省及び財務省)の代表が、投票権無しで総会及び管理運営評議会に参加する。

表 3:

	総会(AG)	管理運営評議会(CA)
構成員	● AMUE の加盟機関全て	● 大学長会議第一副議長 ● 10名の AG 選出者 ³²
任期	● 加盟している間	● 3年(更新可)
議長	● CA 議長が務める	● 絶対多数による選出
主たる権能	● 年間活動計画の採択 ● 加盟大学の義務の内容の決定 ● 各年度決算の承認 ● CA 構成員(administrateur)の選任と解任 ● 新加盟者の承認	● 収入支出見通し状況の採択 ● 財務会計報告の採択 ● AMUE 会長 (CA/AG 議長) の選出と解任 ● 所長(directeur)の任命と解任 ● AMUE の組織及び機能に関すること(特に内部組織及び財務に関する規定)
開催頻度	● 最低年1回	● 最低年2回
会議の開催	● CA 議長の招集又は加盟機関の3分の1以上の要求による	● CA 議長の招集による

2. 活動

AMUE の活動は、設立当初の活動である情報化支援に加えて、次第にその他の管理運営及び教育研究にかかる支援を拡大してきている。今日では、①教育・学生生活(formation-vie de l'étudiant)、②人的資源(ressources humaines)、③財務(finances)、④経営(pilotage)、⑤研究(recherche)、⑥情報システム(système d'information)、⑦ソフトウェア(logiciels)の七項目に渡って幅広く支援活動を展開している。

活動の内容は、情報化支援関係では、ソフトウェアの開発とその提供、それに伴う大学へのシステム開発支援(現場での支援活動を含む)、それに従事する人材育成が中心である。また、それ以外の領域では、テーマ別に専門家による講演会を開いたり、セミナーやワークショップによって優良実践の報告や共通課題について検討することが主な活動であ

³² その内訳は、大学長が3名、大学長会議の推薦による元学長2名、大学附設教員養成センター長1名、技術者養成学院長会議の推薦による技術者養成学院長1名、事務局長会議の推薦による事務局長1名、会計官会議による会計官1名、大学情報管理担当者協会からの推薦による情報管理責任者1名である。

る。セミナー等の報告は加盟校に配布される。表 4 に最近開催されたセミナーの報告一覧を示した。大学事務から教育研究まで幅広く主題が取り上げられていることが確認できよう。

表 4 AMUE のセミナー等報告書（2004 年春以降 2007 年夏まで）

出版日	題名
2007/05/25	不動産管理の三つの視点
2007/02/13	大学の研究生産の指標：何を為すべきか?
2006/11/24	分析的会計(comptabilité analytique)：大学に有益な計画策定過程
2006/11/08	LMD 研究会（第 3 回）：試験憲章(charte des examens) ³³ ・LMD 課程下の教育における学生の主体的取組の評価(valorisation des initiatives étudiantes)
2006/10/27	大学における分析的会計の導入：方法解説書と技術・方法論解説集
2006/10/12	欧州高等教育圏：欧州単位互換制度(ECTS)と能力の他国での認証
2006/06/27	LMD 研究会（第 2 回）：教授法革新及び共通教科(tronc commun)の概念
2006/06/20	大学教員と大学の人的資源政策
2006/06/15	予算組織法(LOLF)と大学運営
2006/04/03	LMD 研究会（第 1 回）：教務主任(directeur des études)と教育チーム(équipe de formation)の役割
2006/02/20	Apogée セミナー「技術短期大学部(IUT)と LMD：モデル化への助言」
2006/02/10	大学の人的資源管理への予算組織法(LOLF)の影響
2005/11/09	大学への直接課税制度の適用—適用すべき主要な規則
2005/10/28	大学の財務に対する予算組織法(LOLF)の影響
2005/10/17	デジタル学習環境(ENT)
2005/09/27	高等教育・研究機関の人事・労働環境年次報告 (bilan social)〔改訂版〕
2005/07/21	欧州高等教育圏の創設：制度と実践の国際比較
2005/07/05	大学運営：適切な指標の選定と利用
2005/06/03	LMD 制度における変化：修士課程への新しい進学の内訳
2005/05/11	予算組織法(LOLF)—要点
2005/04/14	大学における人事・労働環境年次報告(bilan social)の作成と永続化
2005/03/10	教務組織にかかる LMD の影響（2）—組織と連携の展望
2005/03/03	高等教育・研究機関の財務必携
2005/03/02	大学の新しい会計・財務制度の概要 2005
2005/02/14	大学の自己評価と自律性
2005/02/10	教務組織にかかる LMD の影響（1）—学生の進路選択
2005/01/01	勤務に関する面談と評価：用語集
2005/01/13	大学における特定領域の情報化に関する調査結果
2004/11/19	調達の電子化：共同解決策の提供
2004/11/09	能力に基づく LMD 学位の分類と学位附属書の提示
2004/10/25	高等教育・研究機関における消費税：解説
2004/09/30	大学教員に対する研修の内訳

³³ 試験の実施に関して学生と大学が結ぶ協定書。

2004/09/27	大学運営と国際的開放性：経験の共有
2004/07/16	統一窓口—高等教育における経験と奨励方策
2004/05/27	学生生活支援に関する連携と相互支援
2004/04/14	デジタル学習環境の道具（3）
2004/04/15	税申請書類と税申告手続に関する解説

3. 活動の変遷と将来展望

AMUE が推進した大学事務の情報化は、単に合理化を進めただけではなく、教員と事務官の職務分担へ影響を及ぼし、また、大学執行当局が全学の状況を正確に把握することを可能として、学長を中心とした全学執行体制の確立に寄与してきた（大場, 2004b）。そのことは、1990年代において契約政策の導入とともに大学の自律性が拡大し、学内における学長のリーダーシップの確立が強く求められるようになるとともに、更に情報化も加わって大学事務の在り方も変わり、全体として事務官に期待される役割が高度になったこと（Dizambourg, 1997）と軌を一にしている（Musselin, 2001）。そのような状況の中で AMUE が、その活動を大学事務の情報化支援にとどめず、管理運営支援活動へと広げてきたことは必然であったと言えよう。更に、AMUE は管理運営だけでなく、教育研究にかかる支援にも活動の幅を広げており、総合的な大学支援機関として今日機能している。ミュスラン（2001）は、GIGUE/AMUE の活動は契約政策の普及と密接に関連していたが、同機関は契約政策の枠組を越えて「より自律しより強力な大学」に基づく大学教育の推進を行うものとなっていると評している。

大学管理運営への支援活動については、近年の例では、予算組織法 (LOLF) に関する支援活動が注目される。同法は、2001年8月1日に制定され、予算配分について予算積み上げによる配分方式(logique de moyens)から結果重視の方式(logique de résultats)に変更し、その執行を予算管理者の責任とし大幅な裁量を与えるのとともに、執行の成果について評価を行うものであって、2006年から全面的に適用されている（大場, 2007）。AMUE は LOLF に関して再三に渡ってセミナーを開催し、その普及に努めた。それは単に大学を支援するというだけでなく、国民教育省 - 大学長会議(CPU)の意向に沿って政策の普及に協力したものと受け止めることが出来よう。また教育に関しては、LMD の普及に AMUE が果たした役割も重要である（IGAENR, 2005）。

AMUE の今後については、大衆化とともに大学間の競争が欧州全体あるいは世界的規模で拡大し、他方で現在以上の高等教育への公財政投資も期待できない以上、更なる管理運営の改善・高度化は必須であって、これまで以上の支援活動が大学等から求められるようになるのではないだろうか。2007年に制定されたペクレス法は大学の自律性を大幅に高めるものであり、各大学の経営能力の向上は喫緊の課題である。国民教育省は 2003年に設立された国民教育高等学院(ESEN)³⁴を通じて上級職員を中心とした研修活動を従前から推進しているが、AMUEはこのESENとも協力して職員開発活動に対して大きな役割を負うことが期待されている。また、国民教育省から離れて独立した法人となった CPU との関

³⁴ 2003年4月29日の国民教育省・公務省等の共同省令によって設置された国民教育行政上級職員対象の研修機関。フランス中西部のポワティエに置かれている。大場（2006a）参照。

係においては、前述の通りその活動拡大のために AMUE を統合することは以前から提言されているところであって、今後それが具体化していく可能性もあるものと思われる。

IV 日本へ示唆するところ

我が国においては、大学が国公立とといった多様な設置者によって設立されていることや、総合大学や単科大学といった大学の規模の相違、特に私立大学における学生獲得をめぐる競争的な関係、国公立大学においては管理運営に関する裁量が限定的であったことなどの理由から、大学間の連携がほとんど発達してこなかった。例えば、国立大学法人化までの国立大学協会の主たる機能は国の高等教育政策への対応や提言等にかかる協議の場であって、大学間の協力を進める場としての機能は貧弱であった。日本私立大学協会や（社）日本私立大学連盟といった団体はある程度の協力活動を進めてはいるものの、どちらかという国からの補助金獲得などのロビー活動が中心的な機能であったと考えられる。

近年、大学コンソーシアム京都（1998年）のような地域間の連携、日本私立大学連盟加盟大学によるソフトウェア会社の設立（2002年）のような分野別の連携の取組が見られるようになり、また、日本私立大学連盟が（財）私学研修福祉会の主催で「アドミニストレーター研修」を始めるなど、大学間の連携による大学管理運営の支援事業も拡大してきている。しかしながら、当該ソフトウェア会社が GIGUE の設立に 10 年遅れて設立されたことに見るように、その発展はこれからであろう。

大衆化や国際競争の拡大、財政状況の悪化といったフランスの高等教育が直面している状況は日本においても変わるところがなく、むしろ 18 歳人口の減少の度合いや国の財政緊縮という点ではフランス以上に厳しい。今後、日本の大学において一層の経営の高度化や事務の合理化が図られるであろうことは言うまでもないが、これまで以上に連携を進め、施設利用や情報システム開発など様々な面での共通化を図りつつ経験を共有化しなければ、個々の努力では大学の多くは経営に行き詰まることであろう。

しかしながら、フランスと比較して高度な多様性を有する日本の高等教育機関が総体として連携を行うことは困難であるばかりでなく、益するところも少ないと思われる。ある程度大学が種別化することを前提としつつ、設置主体や地域、業務など様々なレベルにおいて多面的な連携が図られることが期待される。

参考文献

- 大場淳(2003)「フランスの大学における管理運営の変遷と自律性の発展—日本の国立大学の法人化とフランスの契約政策の比較考察—」大学論集第 33 集, 37-56 頁。
- 大場淳(2004a)「フランスの大学における学生支援—進路指導並びに大学情報・進路指導センター(SCUIO)の活動を中心に—」大学論集第 34 集, 41-61 頁。
- 大場淳(2004b)「フランスにおける大学事務の情報化と管理運営支援活動—大学・高等教育機関相互支援機構(AMUE)—」広島大学高等教育研究開発センター編『高等教育システムにおけるガバナンスと組織の変容』COE 研究シリーズ 8, 195-214 頁。
- 大場淳(2005a)「欧州高等教育圏創設とフランスの対応—新しい学位構造(LMD)の導入を巡って—」大学論集第 35 集, 171-192 頁。

- 大場淳(2005b)「フランスにおける大学政策の評価—契約政策の展開とその将来—」広島大学高等教育研究開発センター編『高等教育の質保証に関する国際比較研究』COE 研究シリーズ 16, 95-113 頁。
- 大場淳(2006a)「諸外国の大学職員フランス編」大場淳編『諸外国の大学職員《フランス・ドイツ・中国・韓国編》』高等教育研究叢書 87, 広島大学高等教育研究開発センター, 3-68 頁。
- 大場淳(2006b)「フランスにおける大学自治—2003 年の高等教育自治法（大学改革法）案を巡って—」大学論集第 37 集, 37-59 頁。
- 大場淳(2007)「フランスにおける国家予算制度改革と大学への影響—自律性拡大と評価制度整備に向けて—」大学論集第 38 集, 103-124 頁。
- Audéoud O. (2006) L'avenir d'EduFrance est une préoccupation de la CPU. *La Lettre d'EduFrance*. n° 15 (avril), 6.
- Commission des finances de l'économie générale et du plan (2006) *Compte rendu n° 71 mercredi 14 juin 2006 (Séance de 16 heures 15)*. Assemblée nationale, Paris.
- CPU = Conférence des Présidents d'Université (2007) *L'université est une chance : les propositions des présidents d'université*. Auteur, Paris.
- Dizambourg B. (1997) *Moderniser la gestion administrative des universités*. Communication au colloque "Piloter des systèmes éducatifs en évolution, le rôle de l'encadrement" (Poitiers, novembre 1997) Maison des Universités, Paris.
- Garcia S. (2006) L'assurance qualité: un outil de régulation du marché de la formation supérieure et de gestion des universités. *Cahier de la recherche sur l'éducation et les savoirs*. n° 5, 69-93
- IGAENR = Inspection générale de l'Administration de l'Éducation nationale et de la Recherche (2005) *La mise en place du LMD (licence-master-doctorat)*. MEN, Paris.
- Frémont A. et al. (2004) *Les universités françaises en mutation: la politique publique de contractualisation (1984-2002)*. Documentation française, Paris.
- Musselin C. (2001) *La longue marche des universités françaises*. PUF, Paris.
- Prélot P.-H. (1989) *Les établissements privés d'enseignement supérieur*. Librairie générale de Droit et de Jurisprudence, Paris.